

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



郵政管理局文書課

郵政法
規類集郵便編上卷附錄
圖案文字入通信日附印
特殊通信日附印
郵便記念切手類及郵便葉書類

特279
504
693.1
Y99
2

693.1
Y99
2

C

郵政法規類集

郵便編上卷附錄

は
じ
か
き

一、本書は郵政省の新発足を契機として昭和二十四年六月一日以降の圖案文字入通信日附印、特殊通信日附印並びに記念切手類葉書類を集録せるものである。

二、本書は昭和二十四年十二月五日現在により刊行したが、同日以後のものは逐次追補のこととする。

三、圖案文字入通信日附印は「使用に期間あるもの」「使用に期間なきもの」及び特殊通信日附印またその他のものは切手類ごとく葉書類ごとに分けた。

昭和二十四年十二月

郵政大臣官房文書課

◀ 邮便編上卷附錄加除一覽表 ▶

-6 6003

郵政法規類集

郵便編上巻附錄

概　　目

第一編	關係告示等	一頁
第二編	圖案文字入通信日附印	三
第一類	使用に期間あるもの	三
第二類	使用に期間なきもの	二九
第三編	特殊通信日附印	三七
第四編	郵便記念切手類	五九
第五編	郵便葉書類	六九

關
係
告
示
等

郵政法規類集

郵便編上巻附錄

細 目

第一編 関係告示等

- 図案文字ヲ插入スル通信日附印使用ノ件 告示第六年七月七日 一頁
- 特殊通信日附印使用ノ件 大正九年七月二十三日
- 特殊日附印等ニ使用スル肉色 郵第二十五〇三号
- 告示第八年四月七日 知 大正八年四月七日 二頁

第二編 圖案文字入通信日附印

第一類 使用に期間あるもの

- 告示第二百九十五號（昭和二四、六） 三頁
- 静岡浜松間電化完成記念 三頁
- 告示第九號（昭和二四、六） 三頁
- 三條市制施行十五周年記念 三頁
- 告示第十二號（昭和二四、六） 四頁

細目 関係告示等 圖案文字入通信日附印 使用に期間あるもの

細田　因案文字入通書日付印　使用に期間あるもの

二

細目 図案文字入通信日附印 使用に期間あるもの

- 告示第百九十三號（昭和二四、一〇）
加古川町制六十周年記念 一四
- 龍本郵便局新築落成切手展覽会記念 一二
- 阿蘇國立公園指定十五周年記念 一二
- 告示第二百六十六號（昭和二四、九）
東京趣味の切手文化展記念 一一
- 名古屋市制六十周年記念 一三
- 佐賀市制六十周年記念 一三
- 戸畠市制二十五周年記念 一三
- 告示第二百七十二號（昭和二四、九）
岐阜掛斐町制施行六十周年記念 一三
- 告示第二百六十一號（昭和二四、九）
四日市趣味の郵便切手展覽会 一三
- 郡山市制二十五周年記念 一三
- 告示第二百八十一號（昭和二四、一〇）
瀬戸市制二十周年記念 一四
- 京都郵便友の会発会記念 一四
- 告示第二百七十八號（昭和二四、九）
堺自轉車祭記念 一四
- 美幌切手趣味の展覽会記念 一四
- 告示第二百九十八號（昭和二四、一〇）
高知同 一七
- 松江同 一六
- 告示第二百八號（昭和二四、一〇）
神戸港まつり記念 一六
- 尼崎産業復興祭記念 一六
- 熊本郵便友の会発会記念 一六
- 岩手蚕糸復興共進会記念 一七

- 告示第二百九號（昭和二四、一〇）
松山郵便友の会発会記念 一七
 - 高知同 一七
 - 告示第二百九號（昭和二四、一〇）
山田郵便週間記念趣味の切手展記念 一七
 - 鎌倉市制施行十周年記念 一七
 - 徳島友の会発会記念 一七
 - 麿町郵便早わかり展記念 一八
 - 世界を結ぶ郵便展記念 一八
 - 告示第二百十五號（昭和二四、一一）
学生切手コンクール、郵便週間切手展覽会記念 一八
 - 前島密遺品展、郵便週間切手展學生切手コンクール記念 一八
 - 姫路郵便友の会発会記念 一八
 - 両宮鳴尾産業復興祭記念 一八
 - 青森縣産業振興共進会記念 一九
 - 高野長英百年祭町制六十周年記念 一九
 - 告示第二百二十六號（昭和二四、一一）
福島縣產業復興博覽會記念 一九
 - 明石市制施行三十周年記念 一九
- 細目 図案文字入通信日附印 使用に期間あるもの

- 告示第三百三十七號
福岡郵便友の会発会記念 一一一
高山同 一一一
松坂綜合グランド竣工記念陸上競技大会記念 一一一
○告示第三百三十八號
岡崎切手趣味展覽会記念 一一一
青山学院創立七十五周年記念切手展 一一一
一宮趣味の切手展覽会記念 一一一
○告示第二百五十二號
福岡市制六十周年記念 一一一
阿蘇國立公園指定十五周年記念 一一一
世界を結ぶ郵便展記念 一一一
東京産業振興共進会記念 一一一
宇和島郵便切手展示会記念 一一一
三島郵便友の会発会記念 一一一
○告示第二百五十九號
大船渡臨線港開港記念 一四
岡崎郵便友の会発会記念 一四
春日井郵便局改築移転切手趣味展覽会記念 一四
佐用姫まつり記念 一四
○告示第二百六十七號
奈良郵便友の会発会記念 一六
大阪郵便友の会発会記念 一六
三木町制六十周年記念 一六
趣味の切手展覽会記念(母) 一七
全日本硬式卓球選手権大会記念 一七
郵便友の会発会記念(神戸中央) 一七
(郵便友の会発会記念(和歌山)) 一七
趣味の切手展記念(高知) 一七
○告示第二百五十八號(昭和二四、一一、一九)
足立切手趣味展覽会記念 一一一
足立切手趣味展覽会記念 一一一
静岡郵便友の会発会記念 一一一
岐阜公民館落成記念趣味の切手展 一五
宝塚國營第一回阪神競馬記念 一五
チワカ一司令官胸像除幕式記念 一五
武藏松山觀光まつり記念 一五
徳島切手展覽会記念 一六
大津郵便友の会発会記念 一六
奈良郵便友の会発会記念 一六
大阪郵便友の会発会記念 一六
三木町制六十周年記念 一六
趣味の切手展覽会記念(母) 一七
郵便友の会発会記念(和歌山) 一七
趣味の切手展記念(高知) 一七

第二類 使用に期間なきもの

- 告示第三一號(昭和二四、六、二二)
局名 使用開始月日
湯河原(神奈川) 昭和二四、六、一五 二九
上高地(長野) 二四、六、一五 二九
東舞鶴(京都) 二四、六、一五 二九
○告示第四一號(昭和二四、六、二五)
伊東(静岡) 二四、七、一 二九
高岡(富山) 二四、七、一 二九
福知山(京都) 二四、七、一 二九
○告示第一一二號(昭和二四、八、一一)
土浦(茨城) 二四、八、一〇 三〇
旗鉢(岐阜) 二四、八、一〇 三〇
觀音寺(香川) 二四、八、一〇 三〇
○告示第一八二號(昭和二四、一〇、三〇)
足立(東京) 三一
川(千葉) 三一
山(千葉) 三一
小川(栃木) 三一
足立深谷(埼玉) 三四
市立川(東京) 三四
館立津(京都) 三四
中天橋立(京都) 三四
中澤(神奈川) 三四
中京(京都) 三四

第三編 特殊通信日附印

- 中央氣象台創立七十五年記念 告示第二七五号(昭和二四、五、二五) 三七
○郵政省及び電氣通信省設置記念 告示第二八二号(昭和二四、五、二七) 三八
○船員法施行五十周年記念 告示第七六号(昭和二四、七、二〇) 三九
○働く婦人の福祉増進運動記念 告示第九三号(昭和二四、七、二八) 四〇
○廣島平和記念都市建設記念 告示第一〇四号(昭和二四、八、三) 四一
○長崎國際文化都市建設記念 告示第一〇八号(昭和二四、八、四) 四二
○第四回國民体育大会記念(水泳競技) 告示第一五八号(昭和二四、九、一四) 四三
○全日本ボーカスカウト大会記念 告示第一六三号(昭和二四、九、一九) 四四
○新聞週間記念 告示第一七四号(昭和二四、九、二八) 四五
○郵便貯金一千億円到達記念 告示第一八五号(昭和二四、一〇、四) 四六
○万國郵便連合七十五年記念 告示第一九一号(昭和二四、一〇、八) 四七
○工業技術振興運動記念 告示第二〇〇号(昭和二四、一〇、一四) 四八
○緯度觀測創立五十周年記念 告示第二一二号(昭和二四、一〇、二五) 四九
○読書週間記念 告示第二一二号(昭和二四、一〇、二六) 五一
○第四回国民体育大会記念(陸上競技) 告示第二一五号(昭和二四、一〇、二七) 五一
○教育委員会創立一週年記念 告示第二一六号(昭和二四、一〇、二八) 五二
○郵便週間記念 告示第二三一号(昭和二四、一〇、三一) 五三

第四編 郵便記念切手類

- | | | |
|---------------------|----------------------|----|
| ○最高裁判所廳舍落成記念 | 告示第一二三三号(昭和二四、一一、一四) | 五四 |
| ○青少年の保護育成運動記念 | 告示号二三四号(昭和二四、一一、一四) | 五五 |
| ○雇用強調旬間記念 | 告示第二四六号(昭和二四、一一、二一) | 五六 |
| ○日米郵便爲替業務再開記念 | 告示第三五六号(昭和二四、一一、二八) | 五七 |
| 第四編 郵便記念切手類 | | |
| ○告示第二七四號(昭和二四、五、二五) | 中央氣象台創立七十五年記念 | 五九 |
| 八 円 | 五九 | 頁 |
| ○告示第二八一號(昭和二四、五、二七) | 郵政省及び電氣通信省設置記念 | 五九 |
| 八 円 | 五九 | 頁 |
| ○告示第一〇三號(昭和二四、八、三) | 廣島平和記念都市建設記念 | 六〇 |
| 八 円 | 六〇 | 頁 |
| ○告示第一〇七號(昭和二四、八、四) | 長崎國際文化都市建設記念 | 六〇 |
| 八 円 | 六〇 | 頁 |
| ○告示第七二號(昭和二四、七、一五) | 富士箱根國立公園記念 | 五九 |
| 二 円 | 五九 | 頁 |
| ○告示第一五七號(二四、九、一四) | 第四回國民体育大会記念(水泳競技) | 六一 |
| 八 円 | 六一 | 頁 |
| ○告示第一六二號(昭和二四、九、一九) | 全日本ボーリングスカウト大会記念 | 六一 |
| 十四円 | 六一 | 頁 |
| 二十四円 | 六一 | 頁 |

* 細目 郵便記念切手類

10

○告示第一七三號(昭和二四、九、二八)

新聞週間記念.....六一

八 円

○告示第一八九號(昭和二四、一〇、八)

万國郵便連合七十五年記念.....六一

二 円

○告示第一八九號(昭和二四、一〇、八)

万國郵便連合七十五年記念.....六一

八 円

○告示第一九九號(昭和二四、一〇、一四)

六二

一〇〇円

○告示第二一〇號(昭和二四、一〇、一五)

緯度觀測創立五十年記念.....六三

八 円

○告示第二一四號(昭和二四、一〇、一七)

第四回國民体育秋季大会記念.....六三

八 円

○告示第二一四號(昭和二四、一〇、一七)

第四回國民体育秋季大会記念.....六三

八 円

○告示第二二三號(昭和二四、一一、一二)

文化貢献者の肖像.....六五

八 円

○告示第二四〇號(昭和二四、一一、一七)

富士箱根國立公園の風景記念(組合せ).....六六

二 円

○告示第二四四號(昭和二四、一一、一九)

六二

八 円

○告示第二九〇號(昭和二四、一〇、八)

万國郵便連合七十五年記念(航空書簡).....六九

八 円

○告示第二〇七號(昭和二四、一〇、一一)

万國郵便連合葉書(十四円).....七〇

八 円

○告示第二一八號(昭和二四、一〇、二八)

万國郵便連合葉書(二十八円).....七〇

八 円

○告示第二一八號(昭和二四、一〇、二八)

郵便切手付封筒(八円).....七三

七三

第五編 郵便葉書類

○告示第一九〇號(昭和二四、一〇、八)

万國郵便連合七十五年記念(航空書簡).....六九

八 円

○告示第二一九號(昭和二四、一〇、三一)

簡易書簡(九円).....七四

九 円

○告示第二四四號(昭和二四、一一、九)

お年玉つき郵便葉書(二円).....七五

九 円

○告示第二四四號(昭和二四、一一、九)

お年玉つき郵便葉書(中央共同募金委員会及び日本赤十字募金委員会に対する寄附金一円を附加した二円).....七六

七六

第一編 關係告示等



◎ 図文字ヲ挿入セル通信日附印使用ノ件

昭和六年七月七日

告示第千四百号

郵便官署ニ於テハ明治四十二年十二月通信省告示第千三百八十六号ニ依ルモノノ外各地ニ於ケル公ノ式事、催物又ハ名所史蹟等ニ因メル圖案文字ヲ挿入シタル通信日附印ヲ使用ス(改正年月号)
其ノ使用方法、使用局所並形式等左ノ如シ

一、使用方法

料金ヲ完納シタル書狀(印刷書狀ヲ除ク)並ニ通常葉書及往復葉書(往信ノ際ニ在リテハ返信部ヲ除ク)ニシテ裏面全部又ハ大部分ニ絵画、写真、書、図、印影等ヲ現出シタルモノノ引受ニ使用ス但シ其ノ希望ヲ以テ郵便局所ノ窓口ニ差出シタルモノニ限ル

政府發行ノ郵便葉書並ニ記念ノ目的ヲ以テ貼付シタニ二銭以上ノ郵便切手ニ対シ消印ノ需ニ應ズ

○大阪逓信局照会(昭和八年四月十八日)郵務局回答(同月二十一日)

風景入通信日附印使用局周知宣傳ノ目的ヲ以テ使用局相互間ニ切手無貼付ノ白紙ニ風景入通信日附印影ヲ押捺送付方照会スル向アルモ右ハ押捺シ得ザル義トス

二、使用局所、形式、使用期間又ハ使用開始年月日
使用ニ期間アルモノ

使用ニ期間ナキモノ

三、使用肉汁ハ褐色トス

一篇 關係告示等

露光量違いの為重複撮影

一 章 関係告示等

○特殊日附印等ニ使用スル肉色

大正九年七月二十三日
郵第二五〇三号通牒

各逓信局長、各在外局長

特殊日附印使用ノ際ハ其ノ都度使用範囲等告示セラルル処往々之ヲ告示以外ノ郵便物ニ使用スル向アリテ公衆ヨリ取扱不統一ヲ指示セラルル場合モアリ其ノ他種々ノ不都合ヲ生スルニ付左記事項注意ノ上右様ノ事故ナキ様嚴重取締アレ

一、郵便物ノ種類ヲ限リタル場合ニハ該種類以外ノ郵便物ニハ絶対ニ使用セザルコト
二、郵便繪葉書ニ限リタル場合ニ於テ通常葉書ニ簡單ナル國旗又ハ其他ノ鉛筆画ヲ描出シタルモノノ如キハ繪葉書トシテ取扱ハサルコト

三、各局ヨリ内官ヲ交付シタ場合ニハ所定肉色以外代用品ハ絶対ニ使用セザルコト

○特殊日附印使用ノ件

大正八年四月七日
知

特殊日附印、替入日附印又ハ日附印押印機械試験用等ニハ印刷局製藍色肉又紫色日附印ニハ印刷局製紫色肉(藍黒色)
(アーベルヘン) 使用スルコトアルヘシ

図案文字入通信日附印

使用に期間あるもの

露光量違いの為重複撮影

一箇 関係告示等

二

○特殊日附印等ニ使用スル肉色

大正九年七月二十二日
郵便二五〇三号通葉

各通信局長、各在外局長

特殊日附印使用ノ際ハ其ノ都度使用範囲等告示ハフルル例往々之ヲ告示以外ノ郵便物ニ使用スル向アリテハ聚ヨリ取扱不統一ヲ指示セラルル場合モアリ共ノ他種々ノ不都合ヲ生スルニ付左記事項注意ノ上右様ノ事故ナキ様嚴重取締アリ。一、郵便物ノ種類ヲ限リタル場合ニハ該種類以外ノ郵便物ニハ絶対ニ使用セザルコト
二、郵便繪葉書ニ限リタル場合ニ於テ通常葉書ニ簡單ナル國旗又ハ其他ノ鈴鏡画ヲ描出シタルモノノ如キハ繪葉書トシテ取扱ハサキコト
三、当局ヨリ内江ヲ交付シタ場合ニハ所定肉色以外代用品ハ絶対ニ使用セザルコト

○特殊日附印使用ノ件

大正八年四月七日

告 知

特殊日附印、替入日附印又ハ日附印押印機械試験用等ニハ印刷局製青色肉又紫色日附印ニハ印刷局製紫色肉(藍鼠色)(ラビット)使用スルコトアルヘシ

図案文字入通信日附印

使用に期間あるもの

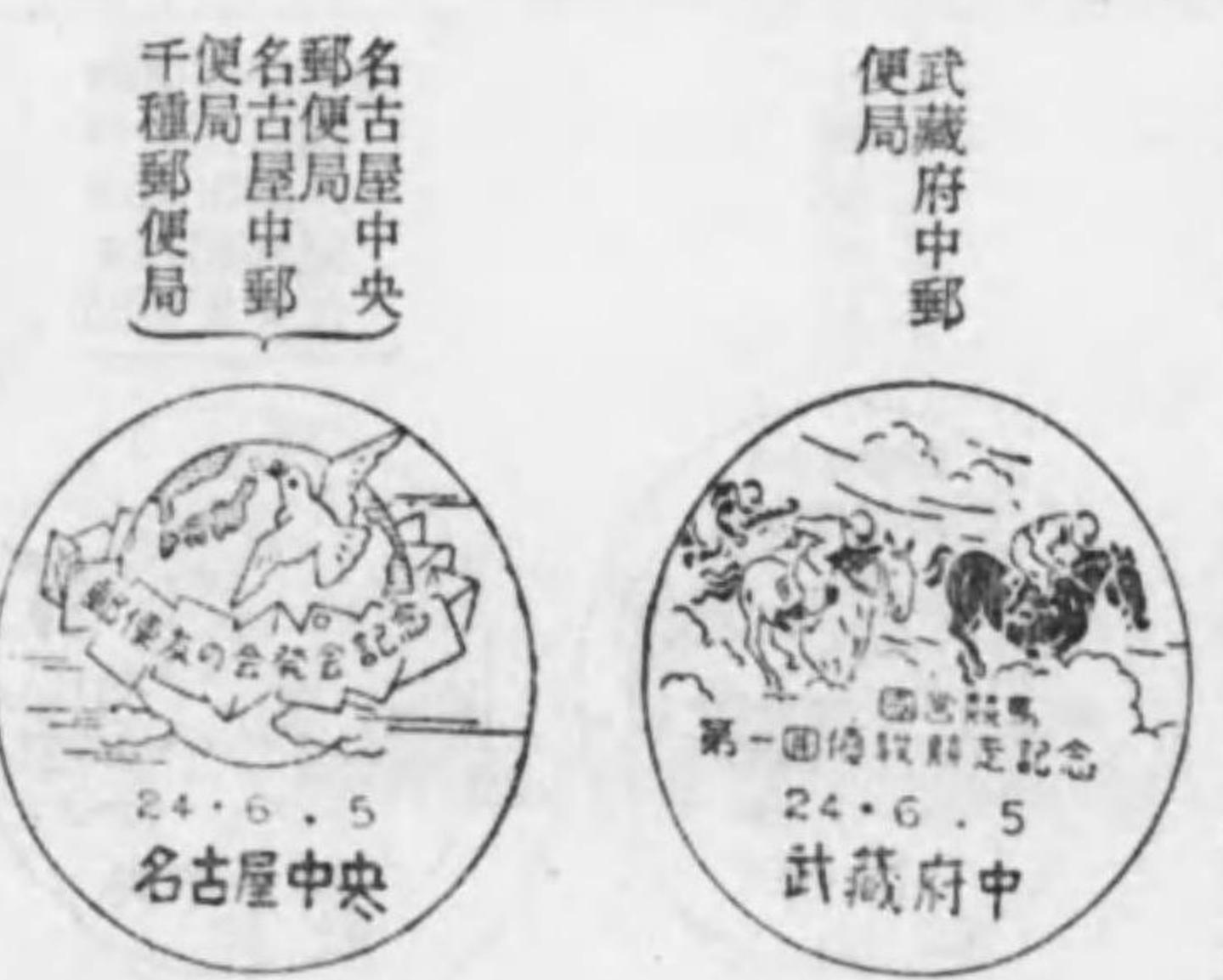
第二編 圖案文字入日附印

第一類 使用に期間のあるもの



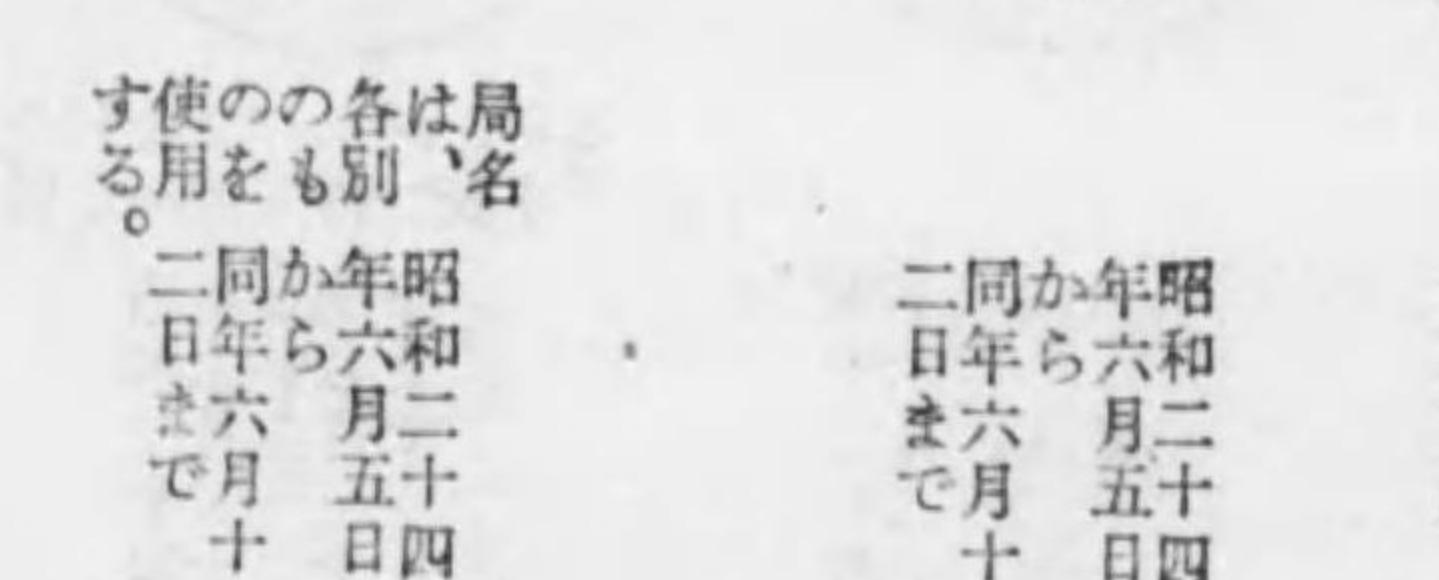
日同か年昭
まで六月九
年六月三十
日同か年昭
まで六月二十四

使用局所 日附印形式 使用期間



日同か年昭
まで六月十
年六月二十
日同か年昭
まで六月十四

使用局所 日附印形式 使用期間



二同か年昭
日年六月十
年六月二十
二同か年昭
日年六月十
年六月十四

使用局所 日附印形式 使用期間

二種一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）

柏崎郵便局



同日年昭
六月
月
十
日
十四

名古屋東郵
便局



同日年昭
六月
月
二
十
五
四

金沢郵便局



同日年昭
六月
月
十
六
日
十四

小局原便相馬中村郵
の町郵便



各局の名
をも別
用をも別
五同か年昭
七和
月
九
日
四

局横須賀郵便



同日年昭
七和
月
九
日
四

秋田郵便局



同日年昭
七和
月
十
日
十四

二種一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）

札幌郵便局



同日年昭
七和
月
二
十
四

山形郵便局



同日年昭
七和
月
一
十
四

敦賀郵便局



同日年昭
七和
月
二
十
四

岐阜郵便局



同日年昭
七和
月
二
十
四

小樽郵便局



同日年昭
六月
月
二
十
四

局長便
神戸中央郵便局



示す表と
同一の局
名をもつ
いし区名

同日年昭
六月
月
二
十
四

各局の名
をも別
用をも別

五同か年昭
七和
月
九
日
四

二種類 開案文字入日附印（使用に期間あるもの）



昭和二年七月十四日
六日年から七まで



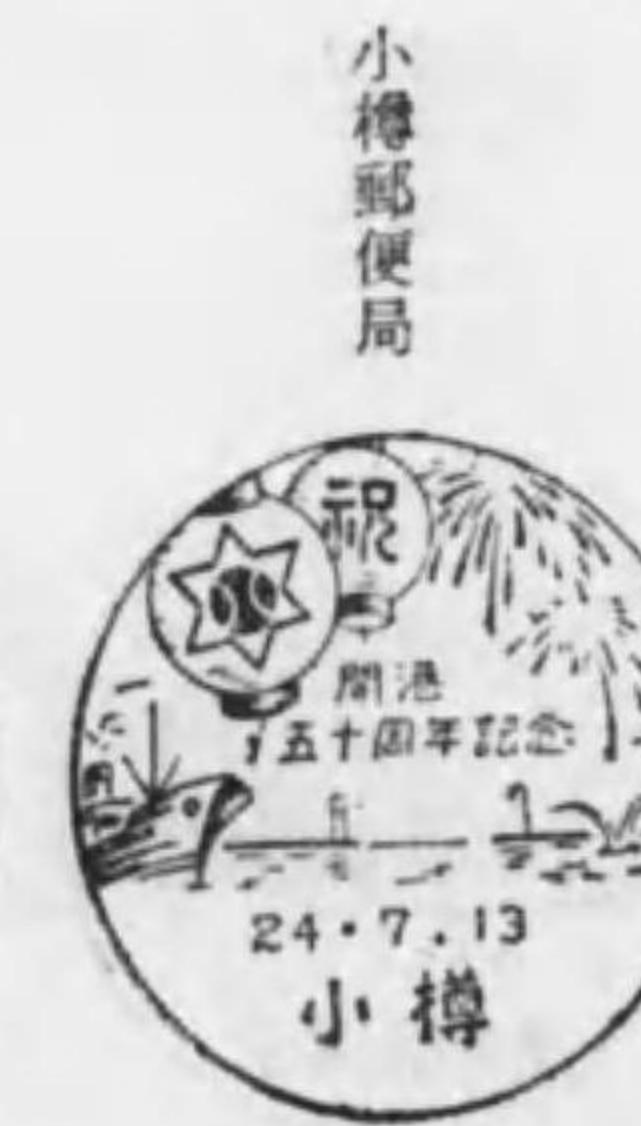
昭和二年七月九日四
年からまで七年十



四同か年
日年ら七和
まで七月十
月二八十一
日四



昭和九年九月二日四時四十分
年月日時



同日年七月二十九日から三十四日まで



示と山一でな別を廣す表一富いし区名

昭和二年七月十四日
年から年まで

10



昭和二年七月五十四日
年月日
年月日



昭和七年同月七日
西暦二〇一九年七月七日



す使の各は局
る用をも別、名
。き同か年昭
で八ら七和
月十 月二
日 一十四



年七月八日

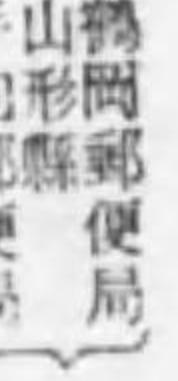
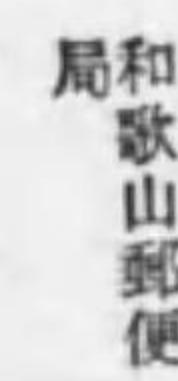


昭和二十四年七月八日
同月十日まで



す使の各は局
る用をも別・名
。昭和二十六年八月八日
同上

二種二類 国家文字入日附印（使用に期間あるもの）



二編一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）

郵便局北海道帶廣



七尾郵便局



郵便局兵庫縣明石



東京都港湾局



郵便局福岡縣中間



長岡郵便局



郵便局富士郵便局



昭和年八月二十六日同
年八月九日同まで

留萌郵便局



昭和年八月二十六日同
年八月八日同まで

清水郵便局



昭和年八月二十六日同
年八月九日同まで

二編一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）

西宮郵便局



一九

郵便局愛知縣半田



一九

便局廣島駅前



昭和年八月二十六日同
年八月十一日同まで

昭和年八月二十六日同
年八月二十日同まで

昭和年八月二十六日同
年八月十一日同まで

昭和年八月二十六日同
年八月十二日同まで

八

昭和年七月二十一日同
年七月二十四日同まで

昭和年七月二十一日同
年七月二十四日同まで

昭和年七月二十一日同
年七月二十四日同まで

二類一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）



谷新潟郵便局小千



名古屋中郵便局



静岡郵便局



九同日年昭
日八か八和
ま月ら月二
で二十
九同三年昭
日八日八和
ま月か月二
で二ら二十
十十四

八同二年昭
日八日八和
ま月か月二
で二ら二十
十十四

十同日年昭
一年か八和
日八ら月二
五月二
まで三十
十十四



大阪府堺郵便局



郵奈良郵便局橿原



二類二類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）



津郵便局



局小田原郵便局



二

ま同か年昭
まで九月二
月四日
一十四

ま同八年昭
で九日八和
月か月二
三ら二十一
月十四

九同三年昭
日八日八和
ま月か月二
で二ら二十
十十四

一〇

二編一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）

郵便局
青森縣弘前



24・9・21
弘前

郵便局
岐阜縣美濃



24・9・23
美濃八幡

郵便局
甲府



24・9・8
甲府

郵便局
東中央名
便子和、古
局種中熟名
の村田古古屋
各及、屋屋中



24・10・1
名古屋

る示と屋「いし区は局
す表」古名でな別、名

佐賀郵便局



24・10・1
佐賀

郵便局
岡縣戸畠



24・10・1
戸畠

二編一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）

五同日年昭
日九か九和
まで月九月二
で二十
十八四

日同三年昭
日九日九和
まで月九月二
三ら二十
十四

日同一年昭
日九日九和
まで月九月二
三ら二十四
十十四

便東京
中央郵



24・9・16
東京中央

局地牧野田中熊
の赤河高本
各及水陽森縣
郵び便宮内立吉坊



24・9・20
熊本・坊中

熊本郵便局



24・9・20
熊本

す使のの各は局
る用をも別、名

日同六年昭
日九日九和
まで月九月二
月九月二十一
十四

六同日年昭
日九日九和
まで月九月二
月九月二十一
十四

二

二

ま同五年昭
日九日九和
まで月九月二
月九月二十一
十四

日同五年昭
日九日九和
まで月九月二
月九月二十一
十四

日同三年昭
日九日九和
まで月九月二
月九月二十一
十四

郵便局
島縣郡山



24・9・25
郡山

市三重郵便局
四日市



24・9・25
四日市

郵便局
岐阜・揖斐



24・9・23
岐阜・揖斐

三

二類一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）



一五



二類一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）



一四

二編一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）

高知郵便局

松山郵便局

岩手・千厩郵便局

高松郵便局

廣島駅前郵便局

二編一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）



松江郵便局

高松郵便局

廣島駅前郵便局



日同六年昭
まで一か月二
月ら二十
一十四

一同五年昭
日十日十和
まで三月か
月二十
一十四

一同五年昭
日十日十和
まで三月か
月二十
一十四

七同二年昭
日十日十和
まで二月二
月二十
一十四

八同二年昭
日十日十和
まで二月二
月二十
一十四

一同日年昭
日十日十和
まで二月二
月二十
一十四

徳島郵便局

船越・鎌倉郵便局

山田郵便局

郵本熊
便坪本
局井及び
各熊

尼崎郵便局

の瀬神
戸各中
央長便
局田



一七

一六

る示と倉
す表と鎌
いし区名

山

る示と本
す表と熊
いし区名

九同三年昭
日十日十和
まで二月二
月二十
一十四

日同三年昭
日十日十和
まで二月二
月二十
一十四

る示と戸
す表と神
いし区名

七同一年昭
日十日十和
まで二月二
月二十
一十四

日同日年昭
まで一月二
月十五
一十四

日同九年昭
まで一月二
月二十
一十四

日同八年昭
まで一月二
月二十
一十四

二編一類 圖案文字入日附印（使用に期間あるもの）

鶴町郵便局



24.11.1
鶴町

日同日年昭
まで一月九
十から十一月
一月十四

日本橋郵便局



24.11.2
日本橋

日同日年昭
まで一月九
十から十一月
一月十四

長野郵便局



24.11.28
長野

日同日年昭
まで一月九
十から十一月
一月十四

八戸郵便局



24.12.30
八戸

日同日年昭
まで一月九
十から十一月
一月十四

水沢郵便局



24.10.30
水澤

日同日年昭
まで一月九
十から十一月
一月十四

福島郵便局



24.11.1
福島

日同日年昭
まで一月九
十から十一月
一月十四

二編一類 圖案文字入日附印（使用に期間あるもの）

館山郵便局



24.11.3
館山

一九

日同日年昭
まで一月九
十から十一月
一月十四

横手郵便局



24.11.2
横手

日同日年昭
まで一月九
十から十一月
一月十四

明石郵便局



24.11.1
明石

日同日年昭
まで一月九
十から十一月
一月十四

西宮郵便局



24.10.30
西宮

日同日年昭
まで一月九
十から十一月
一月十四

姫路郵便局



24.10.29
姫路

日同日年昭
まで一月九
十から十一月
一月十四

高田郵便局



24.10.23
高田

一八

日同日年昭
まで一月九
十から十一月
一月十四

二編一類

圖案文字入日附印（使用に期間あるもの）

二編一類 圖案文字入日附印（使用に期間あるもの）



日同日年昭
三十か十和
で一月一
月七三四



同日年昭
三十か十和
で一月一
月十三四



二編一類 圖案文字入日附印（使用に期間あるもの）



二編一類 圖案文字入日附印（使用に期間あるもの）

局西博福
福多岡郵
郵便局



る示と同いし区は局
す表福でな別名

五同日年昭
日十か十和
き一ら一二
で月月十
十 一四

穂谷郵便局



十同八年昭
四十日十和
日一か一二
ま月ら月十
で二 十四

一宮郵便局



十同六年昭
日十日十和
ま一か一二
で月ら月十
二 十四

の及福
各び岡、
郵西、
便福博
局岡多



る示と同いし区は局
す表福でな別名

九同三年昭
日十日十和
ま一か一二
で月ら月十
十 一四

堺郵便局



五同一年昭
日十日十和
ま一か一二
で月ら月十
十 一四

能代郵便局



八同一年昭
日十日十和
ま一か一二
で月ら月十
十 一四

二編一類 圖案文字入日附印（使用に期間あるもの）

局八立
王子郵
郵便局



す使のの各は局
る用をも別名
十同七年昭
三十日十和
日一か一二
ま月ら月十
で二 十四

新潟郵便局



十同六年昭
日十日十和
ま一か一二
で月ら月十
二 十四

局同同同同便
南飯野長都局分
山田上湯野
田郵郵便便
便局局局



す使のの各は局
る用をも別名
十同五年昭
日十日十和
ま一か一二
で月ら月十
二 十四

岡崎郵便局



十同六年昭
日十日十和
ま一か一二
で月ら月十
二 十四

松坂郵便局



十同十年昭
七十日十和
日一か一二
ま月ら月十
二 十四

高山郵便局



八同三年昭
日十日十和
ま一か一二
で月ら月十
十 一四

二三

二三

二編一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）

原岐阜郵便局
静岡郵便局
足立郵便局
渡岩手郵便局
三島郵便局
宇和島郵便



二編一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）



二五

日同日年昭
ま十か十和
で二ら二二
月月十一
七一四

日同十年昭
ま七十和
で二日一二
月月十四
三ら三四

十同十年昭
七十三十和
日一日一二
ま月月十
で二ら三四

十同九年昭
十年日十和
三十か一二
日一ら月十
ま月十四

十同九年昭
五十日十和
日一か一二
ま月月十
で二月十四

十同日年昭
日十か十和
ま一ら一二
月月十一
二八四



二四

日同日年昭
ま十か十和
で二ら二二
月月十一
七一四

日同十年昭
五十か十和
日二ら二二
ま月月十
で二月三四

十同日年昭
日年か十和
ま十ら二二
で二月十
一月一四

三同十年昭
十年五十和
日十日一二
ま一か月十
で月ら二四

十同十年昭
十年三十和
七十日一二
日一か月十
ま月ら二四

二編一類 圖案文字入日附印（使用に期間あるもの）

局和

歌山郵便



24.12.11
和歌山

同日年昭
日十日十和
ま二か一
で同月十
十四



24.12.10
神戸中央

同日年昭
日十日十和
ま二か一
で同月十
十四



24.12.10
高松

同日年昭
日十日十和
ま二か一
で同月十
十四

奈良郵便局



24.12.3
奈良

同日年昭
日十日十和
ま二か一
で同月十
十四

大津郵便局



24.12.3
大津

同日年昭
日十日十和
ま二か一
で同月十
十四

徳島郵便局



24.12.1
徳島

同日年昭
日十日十和
ま二か一
で同月十
十四

二編一類 圖案文字入日附印（使用に期間あるもの）

局和
歌山郵便

郵神戶市中央

高松郵便局

奈良郵便局

大津郵便局

徳島郵便局

二六

便局
大阪中央郵

郵兵庫縣三木

郵愛
便局縣舉母



24.12.13
高知

同日年昭
日十日十和
ま二か一
で同月十
十四



24.12.9
舉母

同日年昭
日十日十和
ま二か一
で同月十
十四



24.12.6
三木

同日年昭
日十日十和
ま二か一
で同月十
十四



24.12.4
大阪中央

同日年昭
日十日十和
ま二か一
で同月十
十四

二七

図案文字入通信日附印

使用に期間なきもの

第一編 圖案文字入通信日附印

第二類 使用に期間なきもの

使用局所

日 附 印 形 式 使用開始年月日

神奈川縣湯原郵便局

六月十五日昭和二十四年



長野縣上高郵便局

24.6.15

上高地

同



使用局所

日 附 印 形 式 使用開始年月日

東舞鶴郵便局

六月十五日昭和二十四年



伊東郵便局

24.7.1

伊東

二九

七月一日昭和二十四年

二編二類 図案文字入日附印（使用に期間なきもの）

富山郵便局



昭和二十四年七月二日

京都府郵便局



同

香川縣郵便局



昭和二十四年八月十日

東京都郵便局



昭和二十四年十月十四日

二編二類 図案文字入日附印（使用に期間なきもの）

三〇

茨城郵便局



昭和二十四年八月十日

岐阜郵便局



同

千葉縣郵便局



昭和二十四年十月十日

三一

館山郵便局



同

二編二類 圖案文字入日附印（使用に期間なきもの）



二編二類 圖案文字入日附印（使用に期間なきもの）

三三



三四

二編二類 図案文字通し日附印（使用に期間なきもの）



二編二類 図案文字通し日附印（使用に期間なきもの）

三四



三五

る使用も各局名
の別名をのは

特 殊 通 信 印 日 附 印

第三編 特殊通信日附印

中央氣象台創立七十五年記念



一、使用局

東京中央、日本橋、浦和、千葉、横浜、宇都宮、前橋、甲府、水戸、
名古屋中央、名古屋中、岐阜、静岡、津、新潟、長野、大阪中央、
大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、奈良、大津、金沢、
富山、福井、松山、徳島、高松、高知、廣島、岡山、山口、鳥取、
松江、熊本、長崎、福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿兒島、仙台、青森、
秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局

二、使用期間

昭和二十四年六月一日

三、使用方法

料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書(旧料金のものは、現行料金との差額相当額以上の郵便切手をはつたものに限る)及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに應用する。

四、形式

上のとおりである。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

郵政省及び電氣通信省設置記念



一、使用局 普通郵便局
昭和二十四年六月一四

一、使用期間 料金を完納した書狀及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したるものに限る。なお、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手はつたものに限る。及び市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

一、形 式

上のとおりである。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。



船員法施行五十周年記念

一、使用局

東京中央、日本橋、横浜、横須賀、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、新潟、長野、名古屋中央、名古屋中、熱田、岐阜、津、清水、四日市、静岡、大阪中央、大阪東、中京、京都中央、神戸中央、東舞鶴、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、敦賀、七尾、高岡、鳥取、松江、廣島、岡山、尾道、吳、山口、徳山、玉野、松山、高松、徳島、高知、福岡、門司、大牟田、長崎、佐世保、宮崎、鹿児島、大分、熊本、佐賀、唐津、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、若松、八戸、塩釜、酒田、宮古、札幌、函館、小樽、旭川、釧路及び宗蘭の各郵便局

昭和二十四年七月二十日

料金を完納した書狀及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したるものに限る。なお、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手はつたものに限る。及び市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

一、形 式

上のとおりである。局名は、各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

働く婦人の福祉増進運動記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、新潟、長野、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、廣島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、熊本、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局

一、使用期間 昭和二十四年八月一日から 同 八月七日まで

一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当額以上に郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに應する。

一、形式 上のとおりである。局名は、各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

廣島平和記念都市建設記念



一、使用局

東京中央、日本橋、浦和、千葉、横浜、宇都宮、前橋、甲府、水戸、名古屋中央、名古屋中、岐阜、静岡、津、長野、新潟、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、奈良、大津、金沢、富山、福井、松山、徳島、高松、高知、廣島、廣島駅前、宇品、岡山、山口、鳥取、松江、熊本、長崎、福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局

一、使用期間

昭和二十四年八月六日

料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当額以上に郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに應する。

上のとおりである。局名は、各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

長崎國際都市建設記念



一、使用局

東京中央、日本橋、浦和、千葉、横浜、宇都宮、前橋、甲府、水戸、
名古屋中央、名古屋中、岐阜、静岡、津、長野、新潟、大阪中央、
大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、奈良、大津、金沢、
富山、福井、松山、徳島、高松、高知、廣島、岡山、山口、鳥取、
松江、熊本、長崎、長崎本博多、福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、
仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川
の各郵便局

一、使用期間

昭和二十四年八月九日

一、使用方法
料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当額以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに應する。

一、形式

上のとおりである。局名は、各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は局名を区別しないで市名を表示する。



第四回國民體育大會記念（水泳競技）

一、使用局 横浜、横浜中及び神奈川の各郵便局
一、使用期間 昭和二十四年九月十五日から

同 九月十八日まで

一、使用方法
料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金は、現行料金との差額相当額以上及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに應する。

一、形式

上のとおりである。局名は、区別せずにすべて「横浜」と表示する。

全日本ボーイスカウト大會記念



一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、新潟、長野、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、廣島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、熊本、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局。

一、使用期間 昭和二十四年九月二十二日から

同 九月二十八日まで

一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当額以上に記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上上の郵便切手に対し、消印のもとめに應する。

一、形式 上のとおりである。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

新聞週間記念



一、使用局

東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、新潟、長野、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、廣島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、熊本、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局。

一、使用期間

昭和二十四年十月一日から

同 十月七日まで

一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当額以上に記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上上の郵便切手に対し、消印のもとめに應する。

一、形式 上のとおりとする。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

郵便貯金一千億円到達記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、下谷、諏訪、麻布、四谷、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、高崎、長野、新潟、松本、諫訪、直江津、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、豊橋、浜松、熱海、大垣、岡崎、山田、金沢、福井、富山、高岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、天王寺、福知山、姫路、豊岡、東舞鶴、廣島、山口、松江、鳥取、岡山、倉敷、福山、岩国、松山、高松、高知、徳島、熊本、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、佐賀、別府、久留米、小倉、北九州市、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、郡山、酒田、弘前、一関、横手、札幌、函館、小樽、旭川、帶廣、室蘭、釧路、稚内、北見及び留萌の各郵便局
- 二、使用期間 昭和二十四年十月十二日
- 三、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口の差出したものに限る。なお、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書旧料金のものは現行料金との差額相当額及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。消印のもとめに應する。
- 四、形式 上のとおりである。局名は、各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

万國郵便連合七十五年記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、長野、新潟、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、廣島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、熊本、福岡、長崎、宮崎、鹿兒島、大分、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽、旭川の各郵便局
- 二、使用期間 昭和二十四年十月十日
- 三、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差しだしたものに限る。なお、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書旧料金のものは現行料金との差額相当額及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。消印のもとめに應する。
- 四、形式 上のとおりである。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

工業技術振興運動記念



緯度觀測所創立五十周年記念



一、使用局 東京中央、横浜、名古屋中央、大阪中央、京都中央、神戸中央、廣島、仙台、札幌、福岡及び丸龜の各郵便局

昭和二十四年十月十五日から

同 十月二十二日まで

二、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金のものは現行料金との差額相当額以上及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。又、郵便葉書新料金の郵便切手に對し、消印のもとめに應する。

三、形式 上のとおりである。局名は各別のものを使用する。

- 一、使用局 東京中央、日本橋、麻布、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、長野、新潟、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、靜岡、大阪、中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、廣島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、熊本、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、水沢、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
- 二、使用期間 昭和二十四年十月三十日
- 三、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。又、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。又、郵便葉書新料金の郵便切手に對し、消印のもとめに應する。
- 四、形式 上のとおりである。局名に各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は局名を區別しないで市名を表示する。

讀書週間記念



一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、長野、新潟、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、大坂東、京都中央、中京、神戸中央、歌和山、大津、奈良、金沢、富山、福井、廣島、鳥取、松江、岡山、山口、松山、高松、高知、徳島、熊本、福岡、長崎、宮崎、鹿兒島、大分、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
二、使用期間 昭和二十四年十月二十七日から同十一月九日まで

一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金ものは、現行料金との差額相当額及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに應する。

一、形式 上のとおりである。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

第四回國民體育大會記念（陸上競技）



- 一、使用局 東京中央、芝、四谷、赤坂、小石川及び立川の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年十月三十日から同十一月三日まで
- 一、使用方法 料金を完納した書狀及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金ものは、現行料金との差額相当額以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに應する。
- 一、形式 上のとおりである。局名は立川を除きすべて「東京」と表示する。

教育委員會成立一周年記念



一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、川口、長野、新潟、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、清水、富士宮、半田、一宮、大垣、多治見、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、彦根、長浜、堺、岸和田、西宮、伊丹、那波、金沢、富山、福井、高岡、小松、七尾、廣島、鳥取、松江、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、熊本、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局

一、使用期間 昭和二十四年十一月一日から 同

十一月七日まで

料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当額以上に郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに應する。

一、形式 上のとおりである。局名は、各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

郵便週間記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、麻布、横浜、神奈川、小田原、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、名古屋中、岐阜、津、静岡、清水、富士宮、半田、一宮、大垣、多治見、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、彦根、長浜、堺、岸和田、西宮、伊丹、那波、金沢、富山、福井、高岡、小松、七尾、廣島、鳥取、松江、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、熊本、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年十一月一日から 同
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当額以上に郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに應する。
- 一、形式 上のとおりである。局名は、各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

最高裁判所新廳舍落成記念



青少年の保護育成運動記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、新潟、長野、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、廣島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、熊本、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
- 昭和二十四年十一月十四日から
同十一月二十日まで
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当額以上上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに應する。
- 市内に二以上の使用局ある場合は、局名を區別しないで市名を表示する。
- 一、使用期間 昭和二十四年十一月十四日から
同十一月二十日まで
- 一、形式 同上
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当額以上上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに應する。
- 市内に二以上の使用局ある場合は、局名を區別しないで市名を表示する。

雇用強調句間記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、長野、新潟、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、廣島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、熊本、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局

二、使用期間 昭和二十四年十一月二十三日から

同 十二月二日まで

料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当額以上に記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに押す。

一、形式 上のとおりである。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

日米郵便爲替業務再開記念



一、使用局

東京中央、日本橋、下谷、四谷、澁谷、麻布、横浜、神奈川、甲府、前橋、宇都宮、浦和、水戸、千葉、高崎、長野、新潟、松本、直江、津、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、豊橋、浜松、靜岡、熱海、大垣、岡崎、山田、福井、金沢、富山、高岡、敦賀、大阪中央、大阪東、天王寺、神戸中央、大津、奈良、和歌山、福知山、姫路、豊岡、東舞鶴、京都中央、中京、廣島、山口、松江、鳥取、岡山、倉敷、福島、熊本、鹿児島、宮崎、大分、別府、久留米、小倉、門司、仙台、福島、山形、郡山、酒田、秋田、盛岡、青森、弘前、札幌、小樽、函館、旭川、帶廣、室蘭、釧路、稚内、北見及び留萌の各郵便局

同 十二月七日まで

料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当額以上に記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに押す。

上とおりである。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

一、形式

一、使用方法

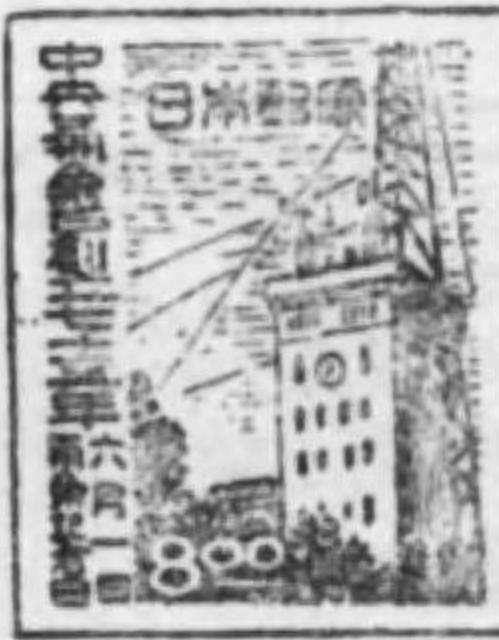
料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金のものは、現行料金との差額相当額以上に記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに押す。

上とおりである。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

郵便記念切手類

第四編 郵便記念切手類

中央氣象臺創立七十五年記念



富士箱根國立公園記念



意匠 三つ峠より望む富士
刷色 黄茶色
印面 (縦二二、五ミリ)
(横四〇ミリ)

郵政省及び電氣通信省設置記念



意匠 通信の象徴
刷色 あい色
印面 (縦二二、七ミリ)
(横二二、五ミリ)

(昭和二十四、六、一)



意匠
刷色 赤色
印面 (縦二三・五ミリ)
(横四〇ミリ)



意匠
刷色 青色
印面 (縦二二・五ミリ)
(横二七ミリ)

(昭和二四、六、一)



意匠 平和の象徴 (ぱうを
持つ女)
刷色 黄褐色
印面 (縦二三・五ミリ)
(横四〇・四ミリ)



意匠
刷色 緑色
印面 (縦四〇ミリ)
(横二二・五ミ)

(昭和二四、八、三)

長崎國際文化都市建設記念

第四回國民體育大会記念(水泳競技)



意匠 手スタート台の水泳選
刷色 紺色
印面 (縦二二・五ミリ)
(横二七ミリ)

(昭和二四、九、一四)

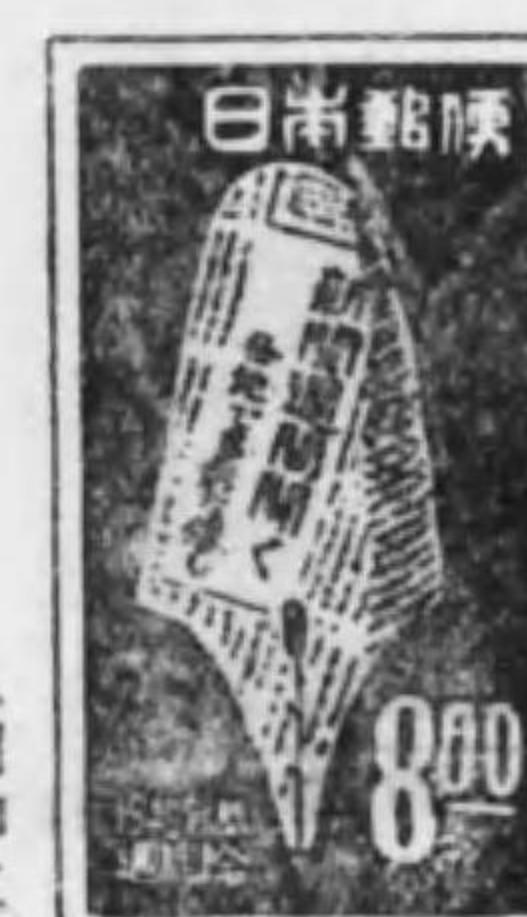
全日本ボウイスカウト大会記念



意匠 少年團員
刷色 こげちや色
印面 (縦二二・五ミリ)
(横三三・五ミ)

(昭和二四、九、一九)

万國郵便連合七十五年年記念

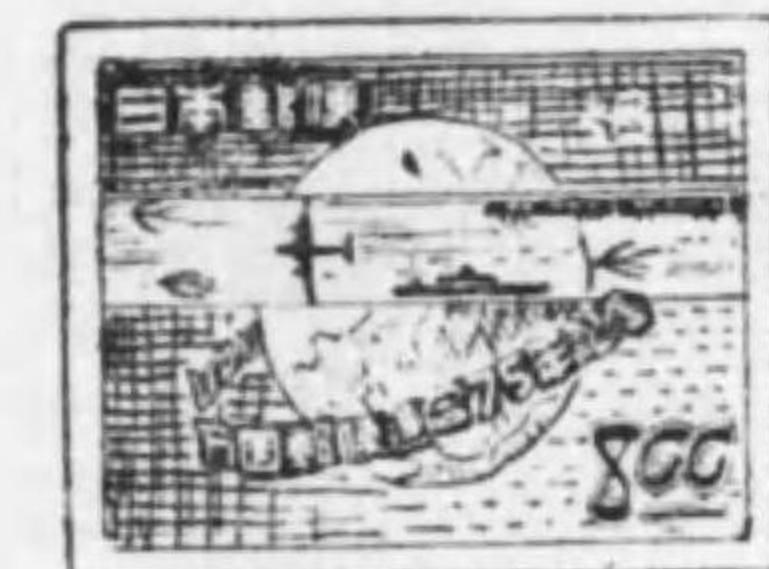


意匠 ペン型に紙型
刷色 あい色
印面 (縦四〇ミリ)
(横二二・五ミ)

(昭和二四、一〇、一)

意匠 日本地図と封筒
刷色 灰綠色
印面 (縦二七ミリ)
(横二二・五ミリ)

(昭和二四、一〇、一〇)



意匠 地球と通信の象徴
刷色 暗紅色
印面 (縦二二・五ミリ)
印面 (横三〇ミリ)

(昭和二四、一〇、一〇)



意匠 日本地図と封筒
刷色 紅色
印面 (縦二七ミリ)
印面 (横二二・五ミリ)

(昭和二四、一〇、一〇)



意匠 製鋼
刷色 えびちや色
印面 (縦二二・五ミリ)
印面 (横一八・五ミリ)

(昭和二四、一〇、一〇)



意匠 槍投、走、跳
刷色 黒オリーブ
印面 (縦二二・五
ミリ)
(横二七ミリ)

(昭和二四、一〇、三〇)

第四回國民體育大会記念

緯度觀測創立五十年記念



意匠 浮游天頂儀
刷色 濃青綠色
印面 (縦二二・七ミリ)
(横二二・五ミリ)

(昭和二四、一〇、三〇)

第四編 郵便記念切手類

万國郵便連合七十五年記念
(組合せ切手)



124

印刷子製

意匠二二円
刷色二二円
横縦三二二七ミリ
縦三〇五ミリ
日本地図と封
地球と通信の象徴

印面二円
賣價十円
刷色二円
横縦三二二七ミリ
縦三〇五ミリ
暗紅色

(昭和二四、一一、一)

郵便週間記念



意匠 廣重作版画「月にかり」
印色 紫色
印面 (縦六三、五ミリ)
印面 (横二五、五ミリ)

(昭和二四、一一、一)

文化貢献者の肖像



意匠 野口英雄
刷色 濃緑色
印面 (縦二五、五ミリ)
印面 (横二三、五ミリ)

(昭和二四、一一、一)

第四編 郵便記念切手類

富士箱根國立公園の風景記念

(組合せ切手)



FUJI-HAKONE
NATIONAL PARK

1949

tp 切手帳

意匠	二	円三つ峠より
二十四円	四	円河口湖の富
二十四円	七	士望む富士より
二十四円	八	忍山中湖附近
二十四円	十	里野富士より
二十四円	十四	望む富士より
二十四円	二十	青色
二十四円	二十二	圓黃茶色
二十四円	四〇	圓黃味綠色
二十四円	五	赤色

(昭和二四、一一、一七)



印面 意匠
刷色 赤橙色
印面 (從二二、五
ミリ)
印面 (從二二、五
ミリ)

(昭和二四、一一、一九)

郵
便
葉
書
類



第五編 郵便葉書類

(万國郵便連合七十五年記念航空書簡葉書)

印面意匠 地球と通信の象徴

大きさ (縦二二、五ミリ
横三三ミリ)

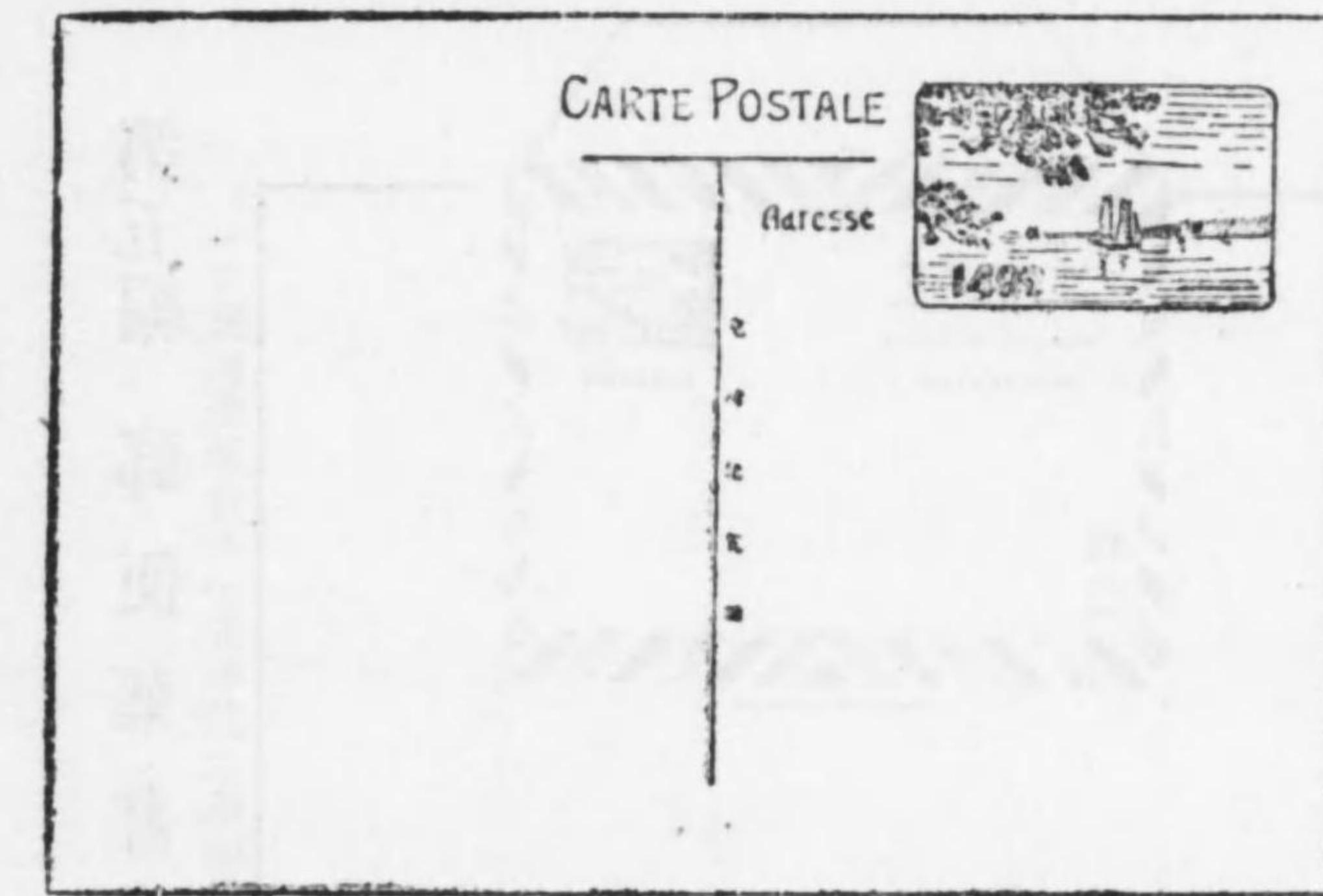
寸折りたたみ法 (縦一九五ミリ
横一四六ミリ)

地模様 淡青色に白色連続平行線

輪かく 赤、青の斜線

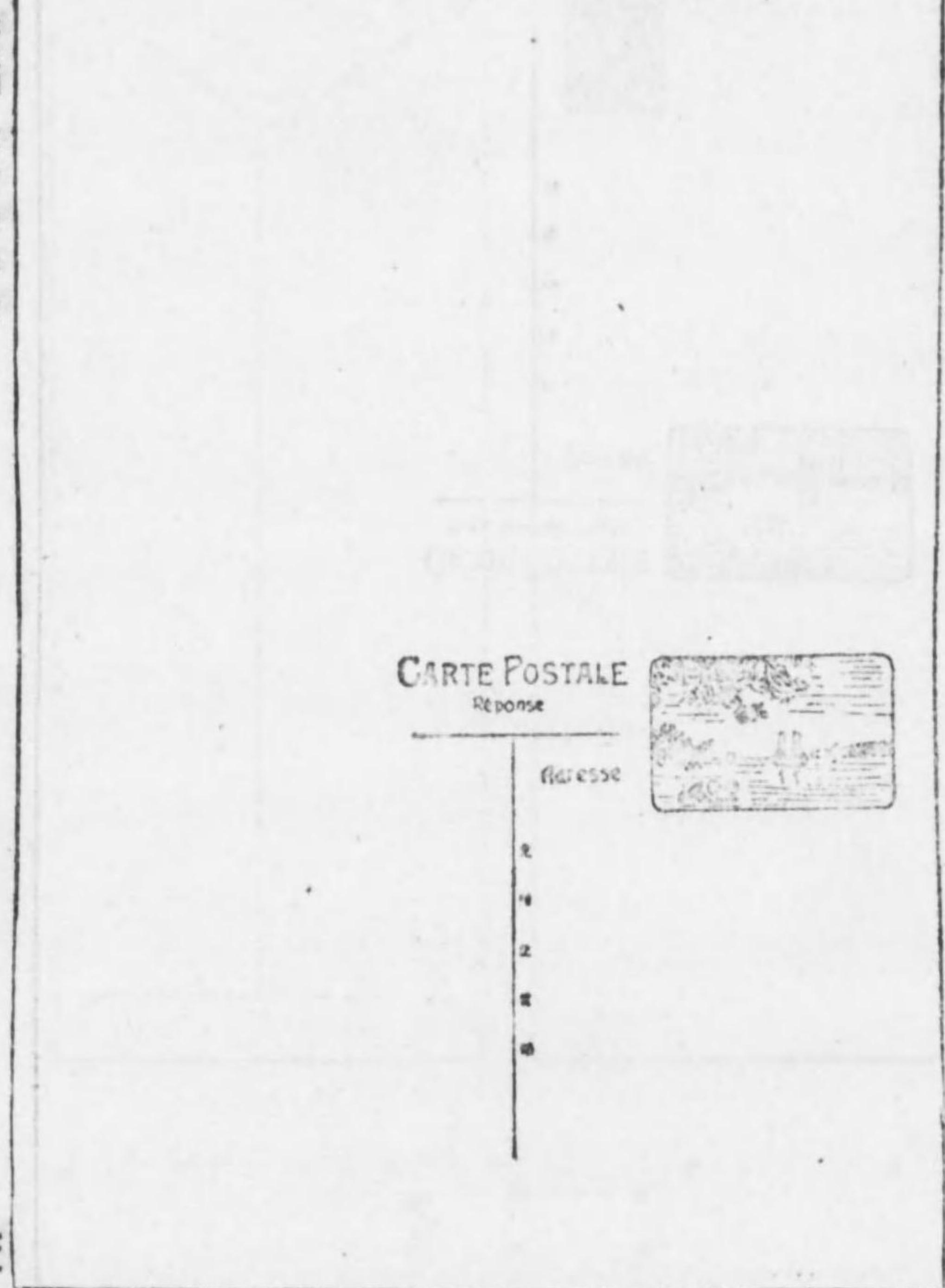
(昭和二十四、一〇、一〇)

(十四円万國郵便連合葉書)

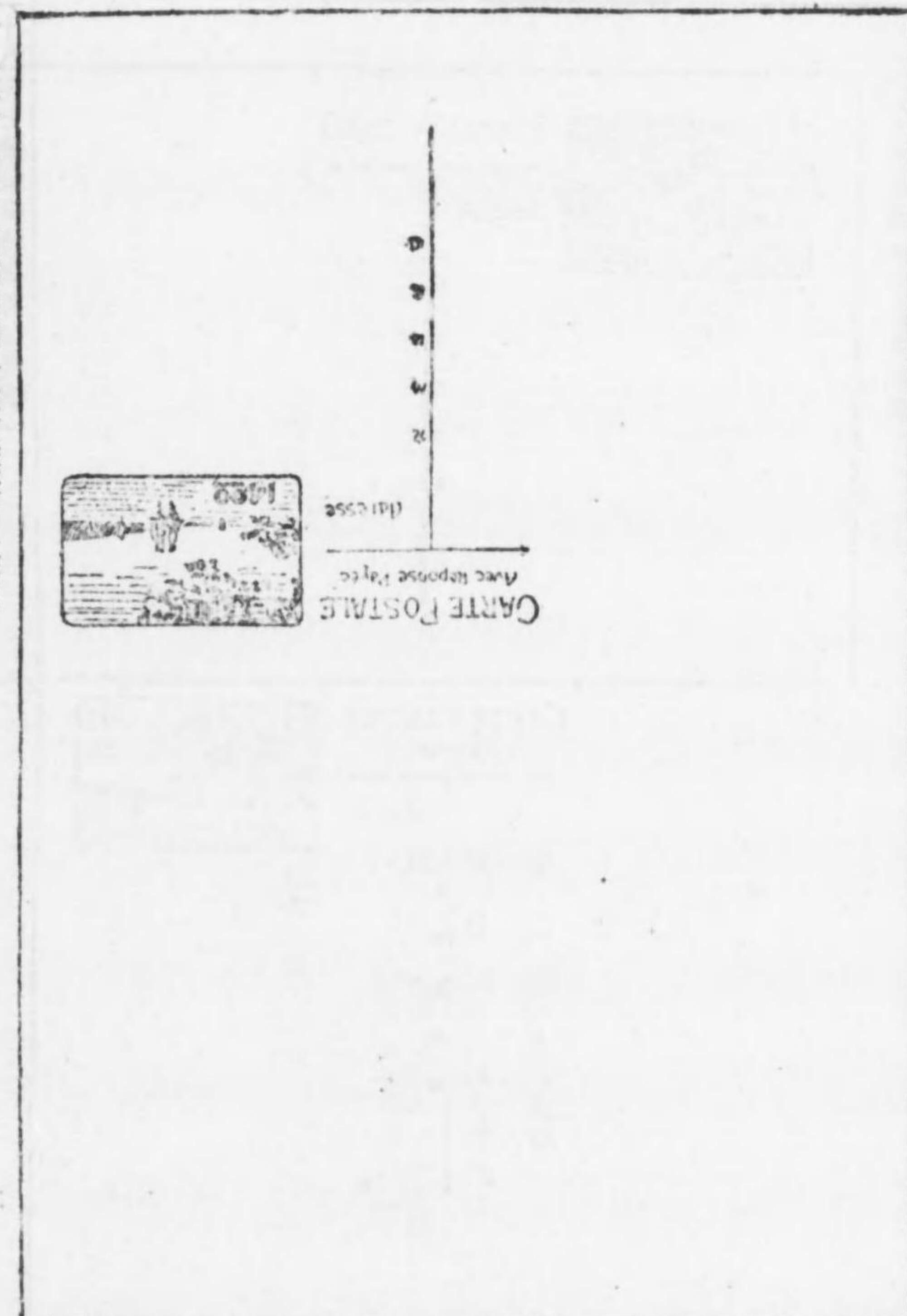


大紙刷意
色色匠
——
郵便連合葉書に同じ
瀬戸内海風景

(昭和二四、一〇、二五)

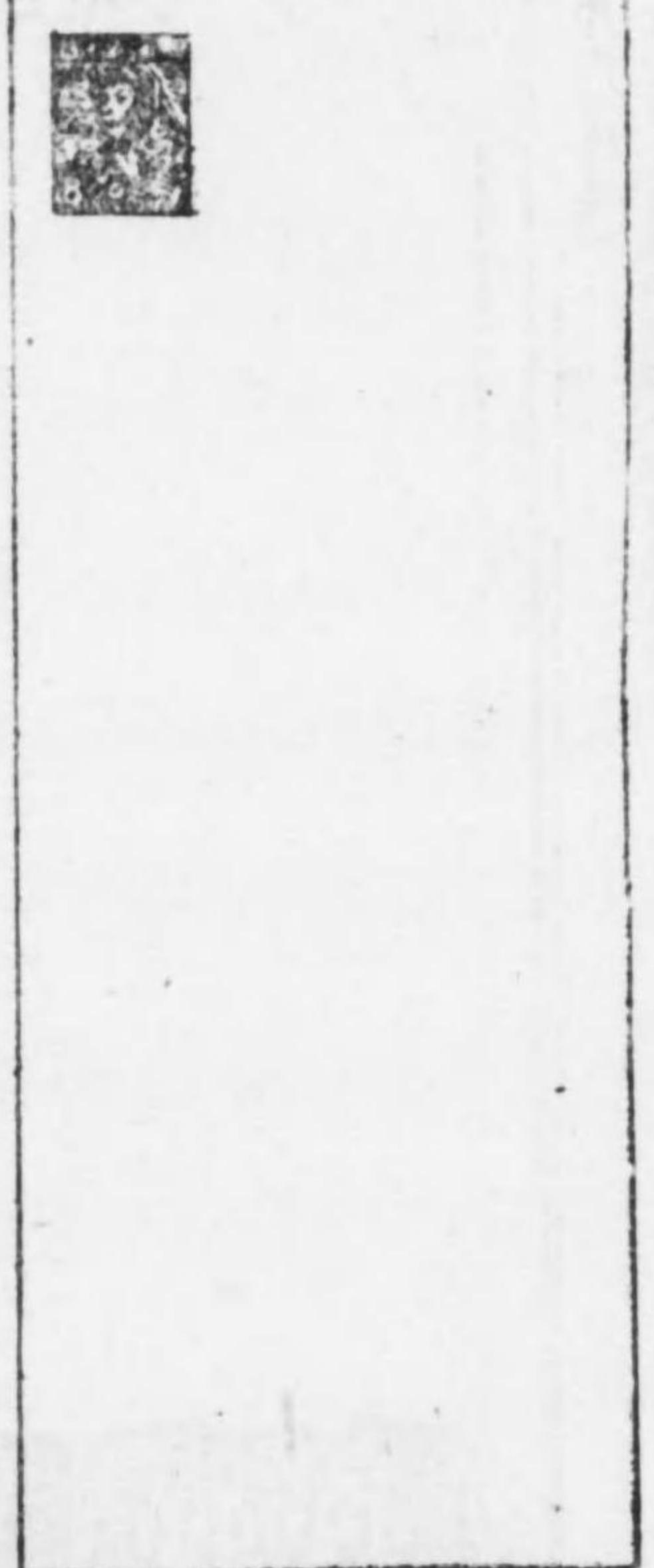


○昭和
二二五、一
大紙刷意
色色匠
——
書合國の從
に往郵一來
同復便円發
じ葉連万行



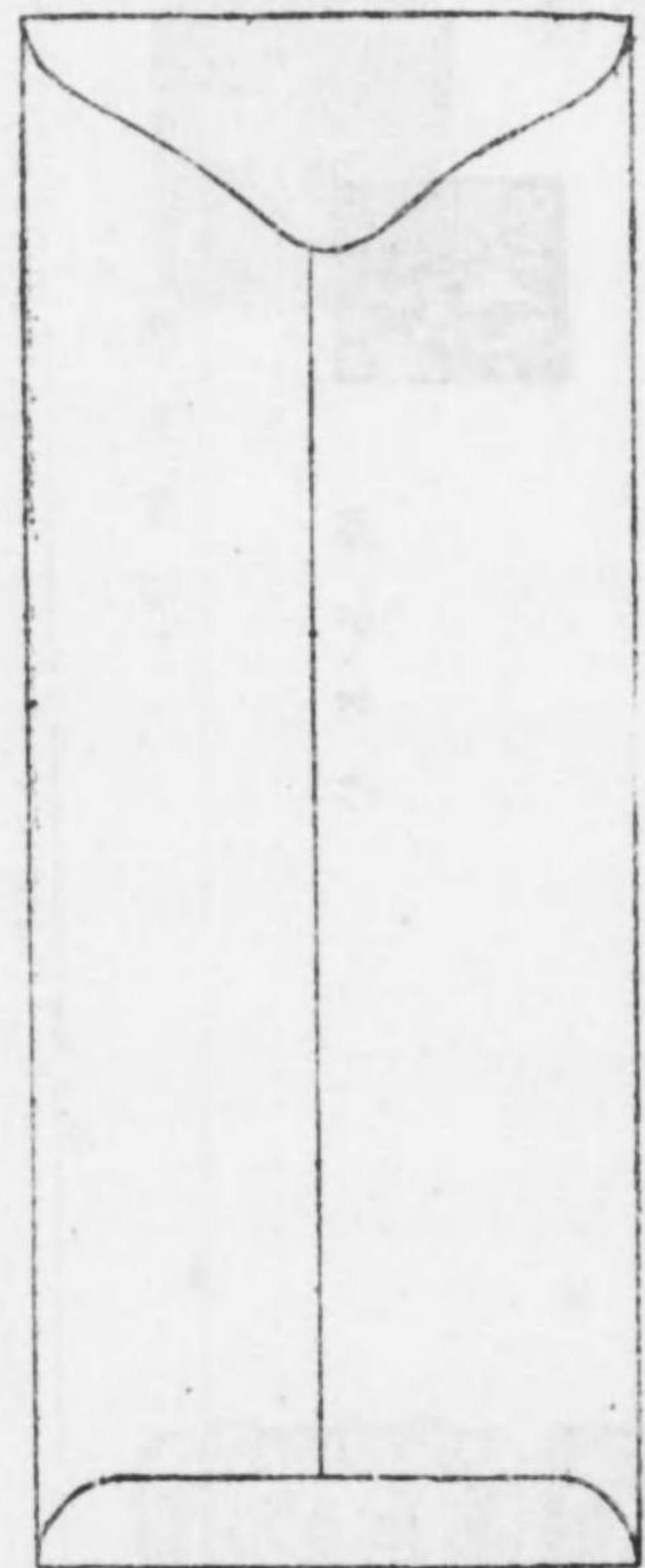
(二十八円万國郵便連合往復葉書の裏面)

(郵便切手付封筒)



寸法 縦二〇五ミリ
横八四ミリ
刷色 赤茶色

(昭和二十四、一一、一)

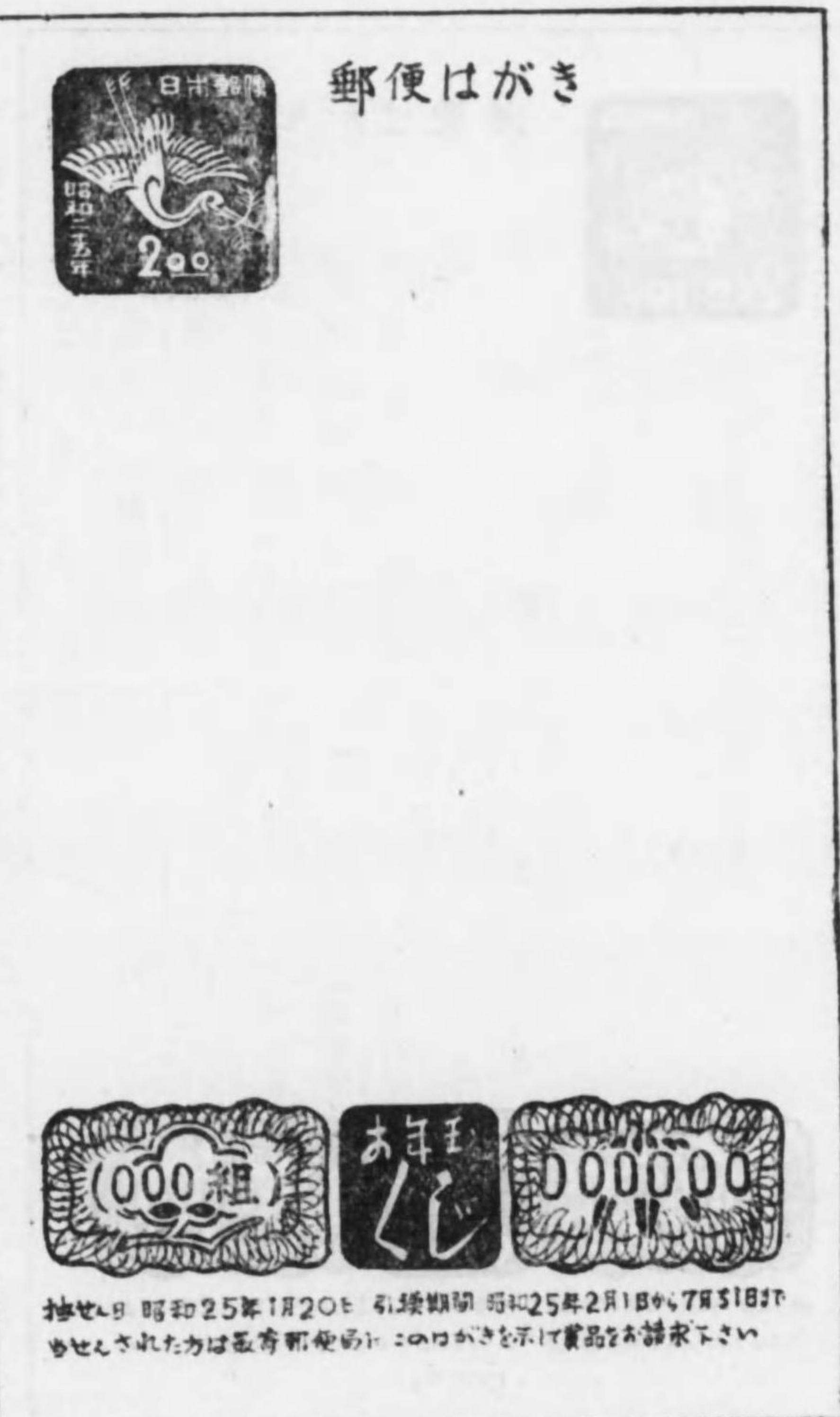


(簡易書簡)



お年玉

寸法
縦一四二ミリ
横三一八ミリ
紙色 淡黃色
意匠 炭鉛夫
刷色 濃青綠色
(昭和二二四、一)



大きさ 紙色 刷色 意匠
同葉円行從じ書通の來に常ニ苑
大さ 紙色 刷色 意匠
青色 青色 松くい

(寄附金を追加した二円通常葉書)

郵便はがき



お年玉 25年1月20日 引き出物 25年2月10日~7月31日まで
おせんされた方は最寄郵便局にてお引きをおして賞品をお譲り下さい

印刷所

大 紙 刷 意
き さ 色 匠

同葉円行從
じ書通の來
に常二発
べに色
つるい

等級	種類	当せん数	三千万枚							
			特等	ミシング	一等	純毛洋服	二等	学童用グラフィ	三等	学童用こうもりがさ
一等	ミシング	一八本								
二等	ミシング	三六〇本								
三等	ミシング	一、四四〇本								
四等	ミシング	七、二〇〇本								
五等	ミシング	三四、〇〇〇本								
六等	記念切手	三、六六六、六一八本								
計										

- 六、お年玉の交付の期日
昭和二十五年二月一日から同年七月三十一日まで
- 七、くじに当つた番号の公示
くじに当つた番号及びお年玉の種類は、官報で公示する。
- 八、当せん番号の届出を必要としないもの
- 五、に掲げる六等のお年玉は、お年玉として贈の金品の支拂又は交付の手続に関する省令（昭和二十四年郵政省
令第二十二号）第一條第一項の規定による届出を必要としないものとする。

發行者 郵政大臣官房文書課
印刷者 資材部印刷工場

昭和二十四年十二月十日印刷
昭和二十四年十二月二十日發行





國立中央圖書館

終

